

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料率の見直しについて～

令和2年度の保険料額は、7月に送付する「保険料額決定通知書」でご確認ください。

お問合せ 国保年金課 ☎21-3185、3186

■保険料率が変わりました

保険料は2年ごとに定める保険料率をもとに決めることとなっています。

令和2・3年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均 等 割 (被保険者が等しく負担)	平成30・31年度 (年間)50,205円	➡	令和2・3年度 (年間) 52,048円 (1,843円増)
● 所 得 割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成30・31年度 (年間)10.59%	➡	令和2・3年度 (年間) 10.98% (0.39ポイント増)
● 賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成30・31年度 (年間)62万円	➡	令和2・3年度 (年間) 64万円 (2万円増)

■保険料均等割の軽減

保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	
	平成31年度	令和2年度
33万円以下かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	8割軽減	7割軽減
33万円	8.5割軽減	7.75割軽減

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成31年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(28万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(51万円×世帯の被保険者数)	2割軽減



【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(28万5千円 ×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(52万円 ×世帯の被保険者数)	2割軽減

